

第4章 基本理念・基本方針

1 基本理念

廃棄物処理の分野において目指すべき姿は、引き続き「循環型社会」の実現であり、本市においても、市民・事業者・市の3者が協力・連携して取り組み、未来の市民及び千葉市に良好な生活環境を引き継ぐ必要があります。

また、「循環型社会」の構築においても、「持続可能な社会」及び「脱炭素」への貢献を踏まえた取り組みが求められていることから、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

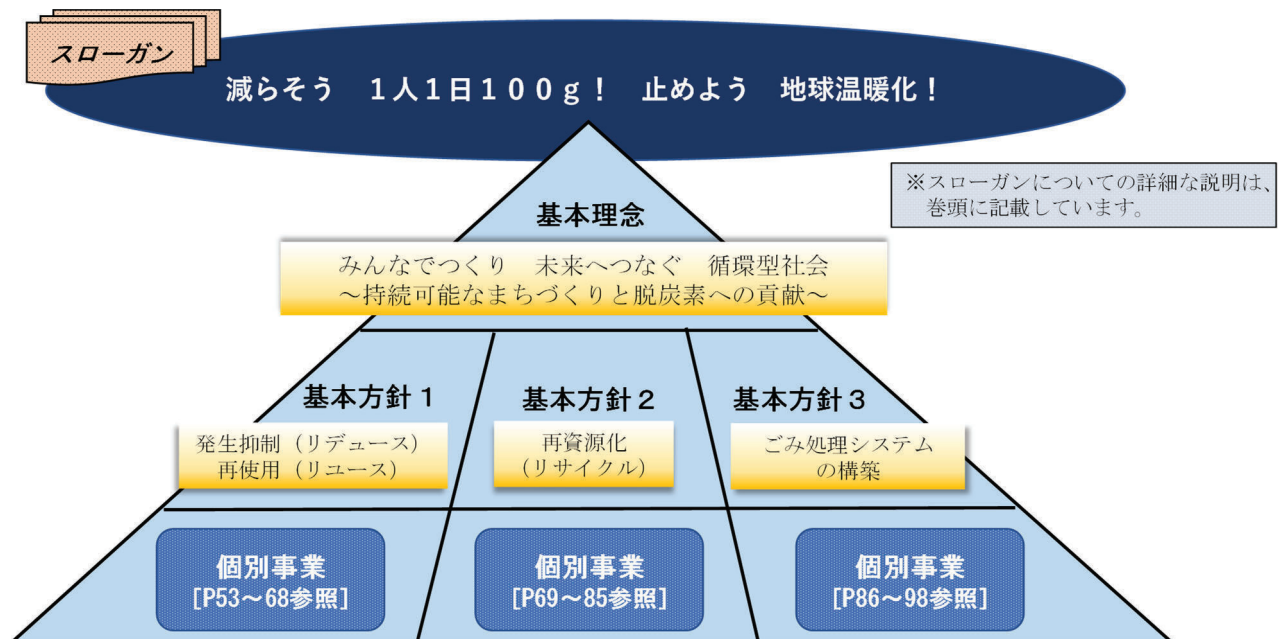
基本理念	みんなでつくり 未来へつなぐ 循環型社会 ～持続可能なまちづくりと脱炭素への貢献～
------	--

2 基本理念と3Rの関係

基本理念を達成するための手段として、3R（「発生抑制（リデュース）」・「再使用（リユース）」・「再資源化（リサイクル）」）の取り組みを着実に推進します。

3 基本理念と基本方針・個別事業の位置付け

基本理念と基本方針・個別事業の位置付けは以下のとおりとします。



また、基本理念を達成するための基本方針に3Rの考え方を盛り込むこととします。

そして、基本方針は、「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）」「再資源化（リサイクル）」「ごみ処理システムの構築」の3本柱で構成し、そのもとで、それぞれの基本方針に向けた個別事業を実施していくこととします。

4 基本方針

3つの基本方針は、以下のとおりです。

具体的な事業の立案にあたっては、ごみ減量・再資源化に向け、市民、事業者の意見を聴きながら、市民・事業者・市の3者がそれぞれ何をすべきかわかりやすく発信していきます。

3つの基本方針に基づいて実施する24の個別事業の内容については、第6章（P53～98）において記載します。

基本方針 1

発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）をさらに推進することで、ごみを減らし、モノの価値を最大限に活かす社会を目指します。

3Rのなかでも優先される、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）の重要性を再確認し、誰もがあらゆる場面で意識することで、“ごみにしない”“ごみを出さない”ライフスタイル・ビジネススタイルを目指すとともに、モノの価値を最大限に活かすことで循環経済⁶⁰の促進を目指します。

【関連するSDGsの目標】



基本方針 2

適正なごみの排出・分別と再資源化（リサイクル）の取組みにより、資源循環の促進と焼却ごみの削減を目指します。

ごみとして排出せざるを得ないものについては、資源物との分別を徹底し、将来世代が暮らす社会への影響にも配慮して、継続的な実施が可能な方法でリサイクルを実践することにより、資源循環の促進を目指します。

【関連するSDGsの目標】



基本方針 3

様々なリスクに対応できる、安定と効率性を兼ね備えた強靱なごみ処理体制を目指します。

市民生活を支えるうえで、ごみ処理事業の安定的な継続は必要不可欠であることから、自然災害や感染症等の様々なリスクに対応できる強靱なごみ処理体制の構築を目指します。

【関連するSDGsの目標】



なお、各基本方針における領域と、ごみ処理フローにおける関係は、以下に示す図のとおりです。

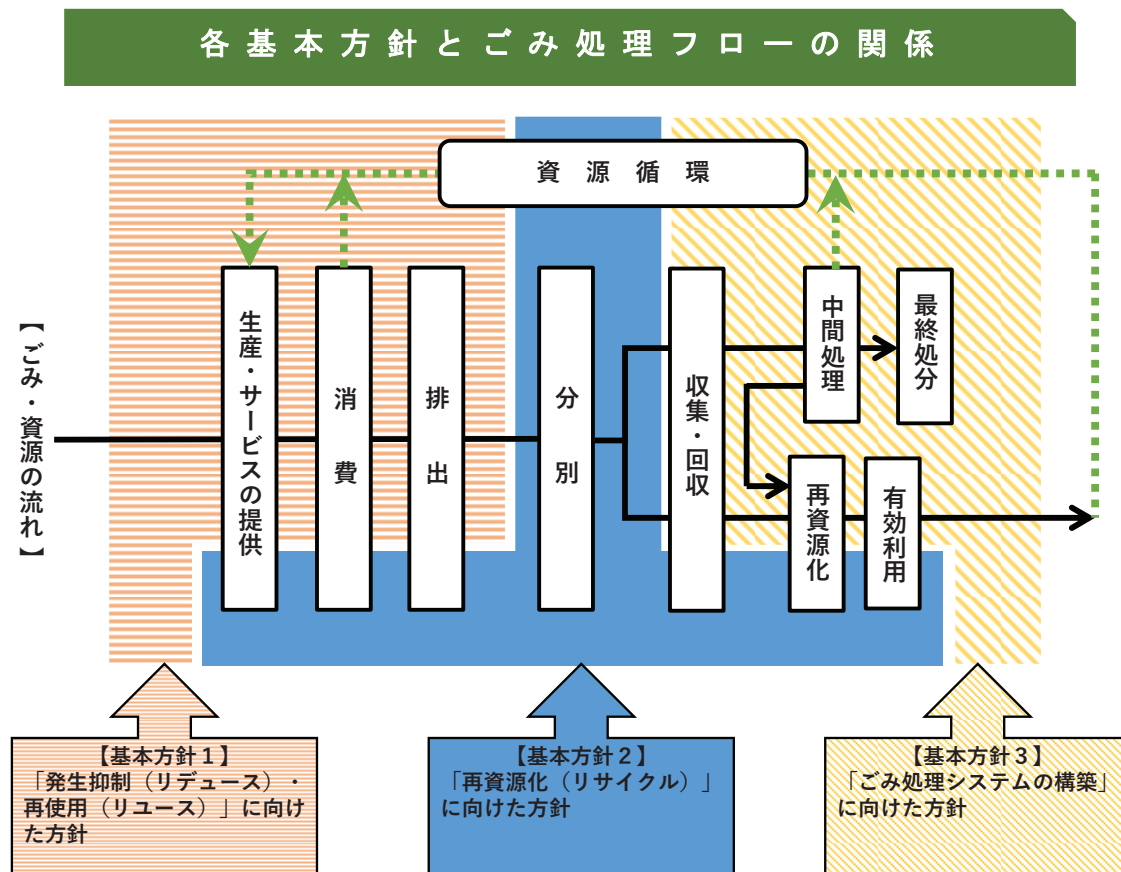


図 25 各基本方針とごみ処理フローの関係図

【持続可能な社会とは】

持続可能な社会とは、地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のことをいいます。

持続可能な社会の構築は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）及び環境基本計画の基本的な理念として示されており、第四次環境基本計画（平成24年4月閣議決定）では、目指すべき持続可能な社会を「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、『安全』が確保されることを前提として、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」と定義しています。

また、第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）では、「将来世代に引き継いでいける真に持続可能な『循環共生型社会⁶¹』が、第五次環境基本計画で目指すべき『持続可能な社会』（いわば「環境・生命文明社会」）であると考えられる。」とされています。

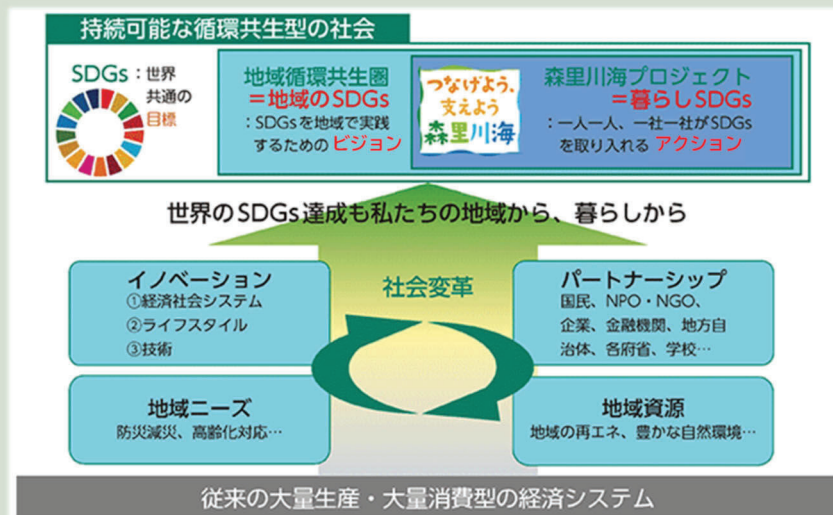


図 26 持続可能な循環共生型の社会のイメージ

参考：「第五次環境基本計画」（一部変更）

「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

【循環型社会とは】

我が国における循環型社会とは、「適正な3Rと処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される」社会のことをいいます。

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、「循環型社会形成推進基本法」が2000年に制定され、同法では、「(1) 廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立する」とともに、「(2) 個別の廃棄物・リサイクル関連法令の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効性ある取組みの推進を図る」ことを目的としています。

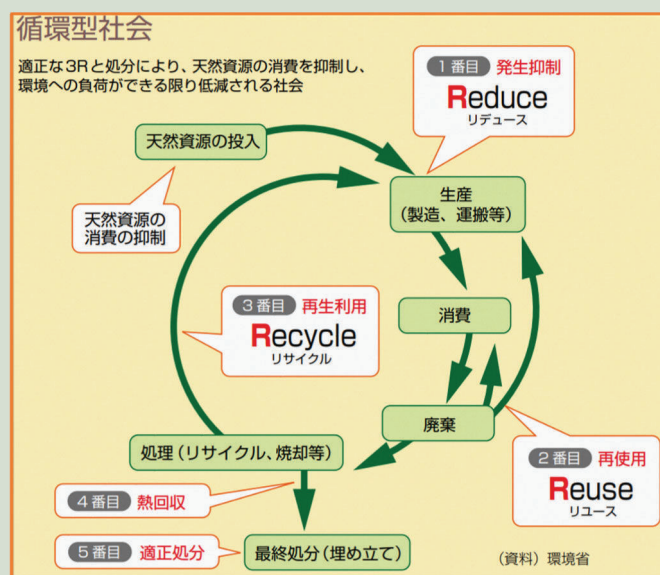


図 27 循環型社会におけるごみ、資源の流れ

参考：「循環型社会形成推進基本法の趣旨」（環境省ホームページ）（一部変更）
「3Rまなびあいブック（大人向け）」（環境省）

【3Rとは】

3R（スリーアール）は、①発生抑制（リデュース (Reduce)；減らす）、②再使用（リユース (Reuse)；繰り返し使う）、③再生利用（リサイクル (Recycle)；再資源化する）の3つの頭文字をとったもので、循環型社会構築に関するキーワードです。

循環型社会形成推進基本法では、3Rの考え方が明文化され、リデュース、リユース、リサイクル、熱回収、適正処分の優先順位が定められました。

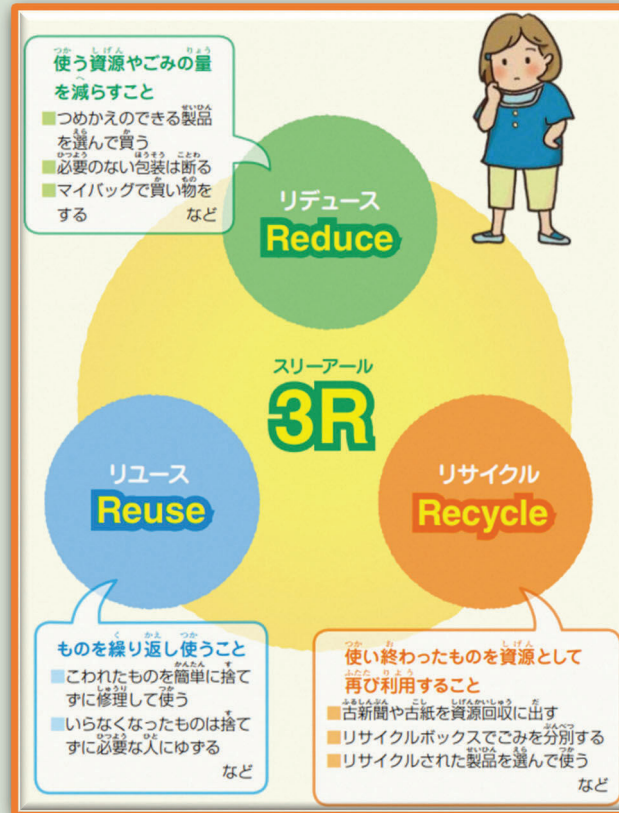


図 28 3Rで行うこと

参考：「3Rまなびあいブック（大人向け）」

「3Rまなびあいブック（子ども向け）」（環境省）